解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により平成年二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

山形県新庄市城南町五番一一号
財団法人山形県最上郡町村会館
代表清算人　髙橋　重美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

群馬県桐生市本町五丁目四六番地
社団法人五桐倶楽部
代表清算人　飯塚　晃弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

群馬県桐生市本町四丁目八五番地
財団法人本四共愛会館
代表清算人　岸田　信克

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十年四月五日開催の宗教法人毘沙門協会責任役員会議の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

東京都八王子市元横山町三丁目一二番二五号
日蓮宗毘沙門協会
清算人　内田　学成

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日の経過をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

東京都中野区東中野五丁目二三番一四号
財団法人柏村奨学会
代表清算人　柏村　敬

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

神奈川県足柄下郡箱根町箱根字向坂四〇八番の一
財団法人箱根芦の湖国際聖道場
代表清算人　小此木孝夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

岐阜県羽島市竹鼻町狐穴三〇四〇番地一
財団法人岩仲奨学会
代表清算人　鹿野　雄二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

岐阜県多治見市笠原町二〇七二番地の五
（多治見市笠原体育館内）
財団法人多治見市体育協会
代表清算人　奥田　健右

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

岐阜県瑞浪市上平町五丁目五番地の一
財団法人瑞浪市陶磁器会館
清算人　河口　一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

愛知県一宮市真清田一丁目二番三〇号
財団法人一宮スポーツ文化センター
代表清算人　中野　和雄

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

大阪府吹田市南吹田三―三―六〇
財団法人吹田市水道サービス公社
清算人　仲川　保

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月十五日開催の総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

香川県観音寺市坂本町一丁目一番一号
社団法人観音寺市観光協会
代表清算人　島　一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

福岡市中央区大手門二丁目五番一五号
財団法人福岡市母子福祉会
清算人　新福留ハツエ

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

佐賀県佐賀市城内一丁目一番五九号
財団法人佐賀県青年農業者育成センター
代表清算人　溝口　宜彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

佐賀県伊万里市立花町一三五五番地一
財団法人伊万里湾漁業被害救済基金
清算人　塚部　芳和

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

長崎県南島原市加津佐町丁一番地一
財団法人加津佐町海洋センター公社
代表清算人　上杉　和夫